

＜出席停止期間 一覧表＞

（学校保健安全法施行規則より）

疾患名	出席停止期間（以下の基準に基づき、主治医が判断）
インフルエンザ	発症後 5 日を経過し、かつ、 解熱後 2 日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、 又は 5 日間の抗菌性物質治療が完了するまで
麻疹（はしか）	解熱後 3 日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下・額下・舌下の各腺の腫脹が発現後 5 日を経過し、 全身状態が良好になるまで
風疹（3 日ばしか）	発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
腸管出血性大腸菌感染症	医師が感染のおそれがないと認めるまで
流行性角結膜炎（はやり目）	医師が感染のおそれがないと認めるまで
溶連菌感染症	治療開始後 2 4 時間以上経過し、発熱・発疹等が回復するまで
ウイルス性肝炎（A 型）	肝機能が正常になり、全身状態が安定するまで
感染性胃腸炎	嘔吐・下痢症状が軽快し、全身状態が回復するまで
マイコプラズマ感染症	解熱し、咳が軽快し、医師が感染のおそれがないと認めるまで
ヘルパンギーナ	医師が感染のおそれがないと認め、全身状態がよければ登校は可能
手足口病	医師が感染のおそれがないと認め、全身状態がよければ登校は可能
伝染性紅斑（りんご病）	医師が感染のおそれがないと認め、全身状態がよければ登校は可能
髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで